

愛知県教育委員会 長谷川洋教育長様

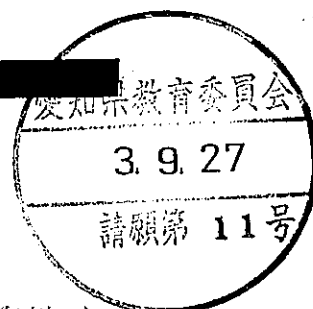
2021年9月27日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

住所

愛知県立津島北高校長停職等処分に
至る経緯に関する、請願



請願の趣旨、理由

- 1 2021年9月1日 情報公開で、津島北高校長の非違行為報告書等(資料1)を受け取る。作成者は、[REDACTED]、被処分者本人である。
本人が作成したのかと確認したら、教職員課担当者は、教育委員会職員も作成に立ち会ったということである。
しかし自らの非違行為報告書を、非処分者本人が作成するという事は、驚きであった。自らに都合のいいように(といったわけではないでしょうが)書きなさいと教育委員会が、言ったようなものです。
公平性、客観性、信憑性に疑問がもたれる、報告書である。
もし、本当に、教育委員会事務局職員が作成に立ち会ったとしたら、被処分者と、処分者が、なれ合って作成したといわれても弁解の余地がないことである。
その報告書を基に、処分がなされていることになるから、処分そのものも、公平、公正さが疑われる。
- 2 意見書(被処分者の)はあるが全面黒塗り。
- 3 事情聴取 本人のいい分、弁明、は不明、事情聴取の記録、は確かに請求したにもかかわらず不明。
事情聴取は行われていると思われるが(4月7日と、23日 資料2)、その記録が不明である。公開されたのか、紛失したのか、最初からなかったのか、行方不明状態である。
非違行為報告書は、被処分者が作成して、事情聴取の記録はなく、処分にあたって、どのようなことが、事務局で行われているのか、不透明状態で処分がどのように、行われたのか疑問だらけです。その結果なのか、上司等の処分がなされていないということなのか。
- 4 事件当時の、上司(元課長)(資料3)は、元課長とあるから、退職されているようである。
被処分者が停職6か月ということから、上司も何らかの処分等が出るはずと思われるが、不明。正式な情報公開請求をしていないので、処分がなされているかもしれないが、被処分者の、管理監督責任のある、上司の処分がなされ

ていないと受け止め、退職されている場合は、当時の元課長の上司の処分、もしくは、現在の課長の処分がなされるものである。法的根拠等、委員会として、判断、根拠等が不明な場合、確定できないという場合は、教育長が、処分を受けることになるということである。

そのための上司であり責任者である。責任を取るのが上司の仕事の一つである。

請願事項

- 1 津島北高校 校長の、非違行為報告書、再度、被処分者でないものに作成させること。
- 2 今後、被処分者に、非違行為報告書を作成させないこと。
- 3 処分においては、必ず必要である事情聴取の記録を作成、公文書とすること。
- 4 当時の■■■■元課長の上司、もしくは、いない場合はさらにその上の上司、もしくは、■■■■元課長のあとの現在の課長の処分を行うこと。

添付資料 資料1 職員の非違行為報告書等

作成者 校長 ■■■■

資料 ④ 審査表

③ 作成 県教育委員会

資料 ⑤ 公立学校長の懲戒処分について

② 作成 県教育委員会